入札告示（札幌市児童相談所家庭支援課用モノクロ複合機保守管理業務）

札幌市告示第 786 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和７年２月 25 日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒060-0007　札幌市中央区北７条西 26 丁目

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課　電話 011-622-8620

2　入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市児童相談所家庭支援課用モノクロ複合機保守管理業務

(2) 調達案件の仕様等　入札説明書による。

(3) 履行期間　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までとする。

(4) 履行場所　札幌市児童相談所２階　家庭支援課事務室

(5) 入札方法

月額で行う。また、基本料金を設定し、1,000 枚目までは基本料金に含むものとする。入札金額は、当該基本料金及び仕様書に示した 1,001 枚目以降の１月当たりの予定数量に１枚（１カウント）あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額から、不良出分の控除額を減じて得た額の合計金額（月額）を記載することとする。

また、入札書提出の際には、「単価内訳書」を添付し、基本料金は円単位、単価については銭の単位（１円未満２桁）まで記載してよいこととする。また、不良出力の控除分の算出額は１銭未満の端数を切り捨てるものとする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、「単価内訳書」の記載も同様とする。

なお、当案件に係る契約金額（各月の支払金額）については、基本料金に 1,001 枚目以降の使用量に契約単価を乗じて得た金額を加算した合計金額から不良不出分を控除した金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算することとし、支払金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとするが、基本料金に 1,001 枚目以降の使用量に契約単価を乗じて得た金額を加算した合計金額から不良不出分を控除した金額が基本料金に満たない場合は、基本料金に 10%に相当する額を加算し支払うものとし、支払金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和４年度～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6)　業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4　入札説明書の入手方法

上記１の場所で入手できる。なお、交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、８時45分から17時15分までとする。また、札幌市子ども未来局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記１に同じ。

(2) 入札書の受領期限
令和７年３月４日（火）16時00分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所
令和７年３月５日（水）10時00分
児童福祉総合センター1階 面談室４

(4) 入札書の提出方法
別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

6　入札手続等

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書作成の要否　　要

(4) 最低制限価格の設定　　無

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記３に掲げる競争入札参加を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。